

注意

令和 年度 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

現年度	新年度	両年度	入 力

●異動があった場合は、翌月10日までに提出してください。

令和 年 月 日 (宛先) 三条市長	給(特別徴収義務者)	所在地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号				宛 名 番 号			
	氏 名 又は 名 称			連絡者の係 及び氏名 並びにその	係	氏名					
	個人番号 又は 法人番号			電話番号	電話	() - 番					
給 与 所 得 者		1月1日以降 退職時までの 給与支払額	異 動 の 事 由	異 動 の 年 月 日	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動後の未徴収 税額の徴収	退職手当等 の支払額 (支払予定額)	
フリガナ	氏 名		円	1.退職(普・障) 2.転 勤 3.休職・長欠 4.死 5.会社解散 6.住所誤報 7.少額給与 8.支払不定期 9.事業専従者		円	円	円	1.特別徴収継続 2.一括徴収 (残額を退職者か ら全額徴収して 納入する)	円	
個人番号	(旧姓)		円	4.死 5.会社解散 6.住所誤報 7.少額給与 8.支払不定期 9.事業専従者		月分 から	円	円	3.普通徴収 (残額を退職者) 本人が納入する (死亡退職者含む)	勤 続 年 数	
住所	(令和5年1月1日現在の住所)		控除社会 保険料額			月分 まで				年	
	(給与の支払を受けなくなった後の住所)		円								

●給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合等は、次の欄に記入してください。

一括徴収の理由	異動者印	一括徴収予定額		●1月1日から4月30日までの間に退職した方については、本人から申出がない場合でも、一括徴収してください。			
1.異動が令和5年12月31日までで、申出があったため		徴収予定月日	徴収予定日ごとの徴収予定額	合 計 (上記(ウ)と同額)	フリガナ	続柄	
2.異動が令和6年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため		・	円	円	氏 名		
一括徴収できない理由		・	円		住 所		
1.異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の希望がないため		一括徴収した税額は、		死亡退職の場合は、納税相続人代表者を記入してください。	電話番号		
2.令和6年5月31日までに支払われる給与または退職手当等の額が未徴収税額より少ないため		(月 日納入予定日)					
3.死亡による退職であるため							

●転勤等による特別徴収届出書(左欄外の注意書を参照してください。)

月割額 円	給(特別徴収義務者)	所在地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号			
月分 から徴収し 納入する。	フリガナ			個人番号 又は 法人番号			
	名 称			連絡者の係 及び氏名 並びにその	係	氏名	
	代表者の 職氏名印			電話番号	電話	() - 番	

2 1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記入してください。
 1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記入してください。
 2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に
 3 転勤等による特別徴収届出書(課税地)の市区町村長に送付してください。
 4 戻付願います。新勤務先では、下段(転勤等)による特別徴収届出書(課税地)の市区町村長に送付してください。
 5 続きを済ませた上で、令和5年1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村長に送付してください。

→ 転勤等の場合は、この個人番号は新勤務先で記入してください。